

## 有資格業者に対する指名停止措置について

## 指名停止措置の概要

## 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
有限会社高橋迪建築設計事務所	山形県東根市中央3-14-16

## 2. 指名停止措置期間

令和6年11月13日 ~ 令和7年2月12日 ( 3ヵ月 )

## 3. 指名停止措置の範囲

東北地方整備局管内

## 4. 事実概要

有限会社高橋迪建築設計事務所は、令和6年10月3日付けで当地方整備局発注「会津若松地方合同庁舎(24)改修実施設計業務」の落札決定通知を受領したが、同年10月15日に入札金額の誤りにより業務の履行が困難になったとして契約辞退届を提出し、同日、落札決定取り消しとなった。

## 5. 指名停止措置理由

上記のことは、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」に準用される「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第15号に該当する。

## 参考

## ○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第2 (抜粋)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

&lt;発表記者会：宮城県政記者会、山形県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会&gt;

## 問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 (TEL 022-225-2171) (代表)

○ 総務部 契約課 課長 かわさき たすみ 川崎 友美 (内線 2511)  
建設専門官 しぶや たかひろ 渋谷 隆博 (内線 2512)

○は本件の主務課です。